

第3回会下山遺跡・城山遺跡調査委員会

平成21年8月6日(木)13時～15時
芦屋市三条分室会議室 会下山遺跡

開会 人事異動に伴うオブザーバー委員の交代

くるがね 鐵 英記	兵庫県教育委員会事務局文化財室 審査指導係主査
--------------	----------------------------

- 1 平成21年度会下山遺跡範囲確認調査のトレンチ配置計画について
市案の検討及び決定(資料)
 - (1) 市案の概要説明
 - (2) 会下山遺跡現地確認
 - (3) トレンチ配置計画の決定
- 2 会下山遺跡測量図の仕様について,市案の検討及び決定(資料)
- 3 その他
 - (1) 今後の日程等について(資料 他)

平成21年度会下山遺跡範囲確認調査 トレンチ配置計画(案)の調査目的とねらい

①トレンチ(1/1000図面)

平成20年度トレンチ内で検出された加工段が人工的なものであるのかどうか、竪穴住居跡や段状遺構のような性格を有するのか否かを見究めようとするもの。

現状変更届を伴わないよう、県史跡範囲外に設定する予定です。

②トレンチ及び③トレンチ(1/2500図面)

S地区以北の尾根上按部において、堀割状の人工的施設が存在するのか否かを確認するとともに、本遺跡の北限について見究めようとするもの。按部立ち上がり緩斜面の北と南をひっかけるように設定します。

登山道が近接するため、安全対策に留意します。

④トレンチ(1/1000図面)

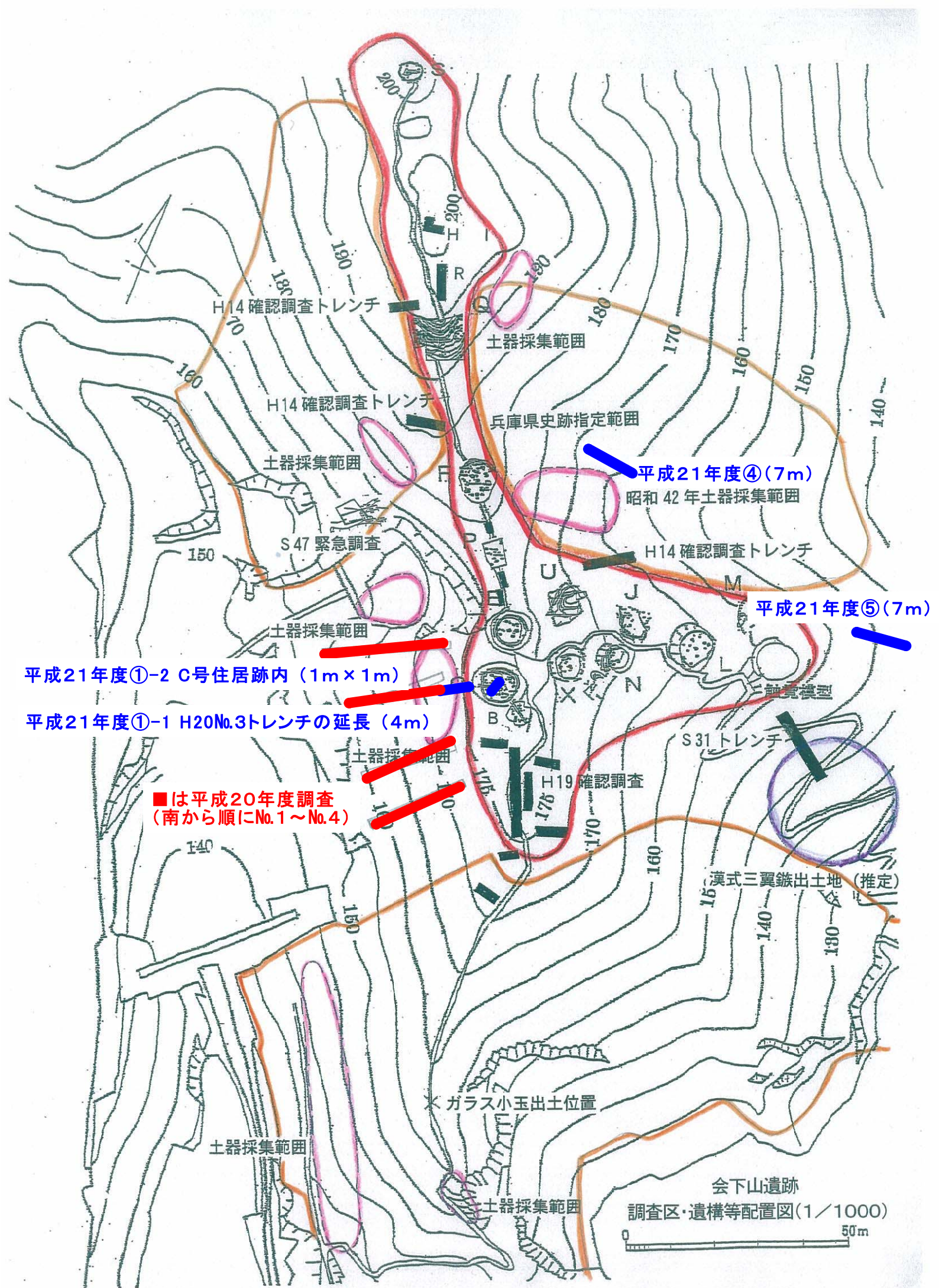
未調査区域である東斜面のうち、勾配のやや緩くなる部分に竪穴住居跡などの遺構の存在を想定して設定しようとするもの。昭和42年の集中豪雨で大量の弥生土器が出土した箇所とも接触するため、流出包含層の状態についても調査を行います。

⑤トレンチ(1/1000図面)

東西尾根先端部の緩傾斜地を選んで、県史跡範囲外の遺構・遺物の付加価値を抽出すべく確認を進めようとするもの。現在まで未調査の区域です。

⑥トレンチ(1/2500図面)

トレンチと同様に、南斜面部東端部における本遺跡の範囲と遺構・遺物の包蔵を確かめようとするもの。



H14 確認調査トレンチ

土器採集範囲

H14 確認調査トレンチ

兵庫県史跡指定範囲

平成21年度④(7m)
昭和42年土器採集範囲

土器採集範囲

S47 緊急調査

H14 確認調査トレンチ

平成21年度⑤(7m)

土器採集範囲

平成21年度①-2 C号住居跡内 (1m×1m)

平成21年度①-1 H20No.3トレンチの延長 (4m)

■は平成20年度調査
(南から順にNo.1~No.4)

土器採集範囲

H19 確認調査

S31 トレンチ

漢式三翼鏃出土地 (推定)

× ガラス小玉出土位置

土器採集範囲

土器採集範囲

会下山遺跡
調査区・遺構等配置図(1/1000)



会下山遺跡・城山遺跡整備他事業委託仕様
＜測量業務部分のみ抜粋＞

会下山遺跡において、下記の測量を実施し、測量図面を作成する。

- 1 測量準備 測量域のうち甲が指示する地点の伐採，下草刈作業。
- 2 測量基準点 3級埋標×2点設置
- 3 国土座標杭設置（添付図面内10mメッシュ）
- 4 面的測量 甲が提供する基本図を流用し，
全体面積約55,000m²(縮尺1000分の1，等高線の密度100cm)のうち

甲が指示する範囲約5,000m²について

原則として縮尺50分の1，等高線の密度10cmの測量図を作成する。

既存構造物の実測を行う。

- 5 測量図面 三次元デジタル測量，正射投影画像作成
- 6 校正 図面測量3回，最終線描確認1回
- 7 納期 平成21年10月30日

(参考)測量のねらいと目的

芦屋市教育委員会による昭和31～36年の本遺跡の発掘調査は，山頂尾根部，各傾斜面の地形全測図を作成して実施したものではなく，実測図はすべてA～X地区の遺構単位に計測を行ったものである。

したがって，遺構間の直接距離や遺構立地要件の周辺地形図が全くデータ化されることなく，今日に至っており，記録としてはかなり不完全なものである。今回実施する会下山遺跡の測量図はその欠を補うものであり，国史跡管理計画の遂行や予備調査，遺構範囲確認調査に耐えうる精度を満たすものとする。そのねらいと諸点を下記の通り，箇条書きする。

記

- (1) 県史跡指定範囲の中に収まる既存遺構を現状実測する。
- (2) 遊歩道，造道切土崖，ベンチ，遺構囲い柵，触覚模型その他の諸施設も現状実測の対象とする。
- (3) 現状実測図に半世紀前の旧実測図を重ね合わせ，適正な位置に照合可能なものとする。
- (4) 測量は，最新の測地系に則った国土座標を使用し，そのメッシュポイントを10m間隔に設置し，スクエア内の細部測量に耐えるものとする。
- (5) 平成19～21年度の発掘調査（遺跡範囲確認調査）の範囲をも対象とし，各年度の調査トレンチの絶対位置が明示されるようにする。

次の句は、平成二十一年四月六日に逝去された村川行弘先生が詠まれたもので、ご遺族の申し出により葬儀の際に披露されたものです。

後日のご遺族のお話しによりますと、第一回会下山遺跡・城山遺跡調査委員会の開催連絡の時期に思いを
したためられたものらしいとのことですので紹介致します。

古史秘めし 会下山遺跡に 枯葉舞う

会下山や 木枯らしに耐え 倉庫跡

枳殻